様式第2号

事　業　計　画　書

平成20年10月9日

I.　申請団体

TTO共同事業体

(1) 社会福祉法人　つながり
http://www.ab.auone-net.jp/~link/

(2) 株式会社　高浄
http://www.takajyo.co.jp/

(3) 社会福祉法人　大阪府総合福祉協会
http://www.humind.or.jp/

II.　指定を受けようとする施設

高槻市立富田老人福祉センター「ひかり荘」
大阪府高槻市富田町二丁目4番9号

他2センター

III. 管理運営を行うにあたっての経営方針

1. 基本となる方針

(1) 「すべての高齢者が、自分らしく充実した人生をおくることができるやすらぎの社会の実現」をめざした施設運営

高槻市高齢者保健福祉計画(平成 18 年 3 月)が基本理念として掲げている「すべての高齢者が、自分らしく充実した人生をおくることができるやすらぎの社会の実現」をめざし、「高齢者一人ひとりが、いつまでも健康で、自らの能力を発揮し、活動的な毎日をおくれるように、若い世代とともに互いを支え合う社会」づくりに貢献する老人福祉センターの運営に努めます。

(2) 高齢者の多様化に対応する老人福祉センター

高槻市は急速に高齢化が進行し、6 年後の平成 26 年度には 3.6 人に 1 人が高齢者になると予想されています。また、高度成長期に青年期を過ごし、それまでの世代とは異なる生活様式や消費者意識・生活者意識を持った団塊の世代が高齢者(60 歳以上)の仲間入りする時代を迎えました。

これからの高齢社会は介護を必要とする高齢者が増加すると共に、元気で活力に満ちた高齢者、多様な能力や経験、価値観を持った高齢者が急増していくものと考えられます。

こうした様々な価値観をもった全ての高齢者にとって身近な存在であり、一人ひとりの高齢者にとって「意味のある」老人福祉センターをめざします。

(3) 高齢者が主体的に運営参加する老人福祉センター

高齢者の豊かな社会経験や知識、能力を施設運営に活かすため、高齢者自身が参加する運営委員会の設置や利用者の声を事業運営に活かす仕組みを創意工夫し、高齢者が主体的に運営参加する老人福祉センターをめざします。そして、高齢者が生き生きと活動し、わくわくするような老人福祉センターをめざします。

⑷ 地域の一員としての老人福祉センター

「高齢者一人ひとりが、いつまでも健康で、自らの能力を発揮し、活動的な毎日をおくれるように、若い世代とともに互いを支え合う社会」を創っていくためには世代間の相互理解が必要です。そのためにも、地域住民が気軽に参加できる事業を企画するなど、地域に開かれた老人福祉センターにしていくことが重要です。地域住民への積極的な働きかけを行うことによって、地域の一員としての老人福祉センターをめざします。

⑸ 高齢者と地域をつなぐ老人福祉センター

高齢者が生き生きと暮らしていくためには様々な世代が共に暮らす「共生の地域社会」が必要です。そのためにも、高齢者と地域をつなぐ老人福祉センターをめざします。

⑹ 高齢者の社会貢献活動を応援する老人福祉センター

地域には豊かな社会経験、卓越した知識や技能を持った高齢者が大勢暮らしています。シルバーアドバイザー、高齢者生きがいワーカーズなど、アクティブシニアの社会貢献活動が注目されています。こうした高齢者の社会貢献活動を応援する老人福祉センターをめざします。

⑺ 社会に発信する老人福祉センター

高齢者の抱える様々な課題や活動などを社会に発信する老人福祉センターをめざします。

⑻ 高齢者を支えるセーフティネットの一員としての老人福祉センター

高齢者を支援する様々な施設、機関との連携を密にし、高齢者を支えるセーフティネットの一員としての老人福祉センターをめざします。

1.　利用者が生き生き・わくわく出来る施設運営

高齢者が健康で明るい生活を送るために、健康の増進、教養の向上、各種相談に応じる事を目的としまた、高齢者自身が積極的に活動を行い自分たちの生活スタイルを創り出す事が出来るような「まちづくり・地域福祉」のキーステーションとなる施設運営を目指します。

2.　高槻市社会福祉事業団の運営ノウハウを活かします

これまで高槻市社会福祉事業団が行ってきた運営ノウハウを継承し、これらも活かしながら高齢者が安心して利用できる施設を目指します。とりわけ、働く(シルバー人材)、貢献する(ボランティア)、学ぶ（老人大学講座・シルバーアドバイザー養成講座）、楽しむ（集う・余暇・趣味・リクレーション）、幼稚園・保育所・小学校などとの異世代交流等を重視していきます。また、高槻市高齢福祉課ならびに高槻市老人クラブ連合会との連携および富田・春日各老人センターにあっては設立の趣旨を踏まえた運営に留意すると共に、大阪府人権福祉施設連絡協議会および各地区老人会との連携を図ります。

3.　高齢者の積極的な社会参加と自己実現を促進する施設運営

社会的孤立感の解消および自立のため、生きがいづくりと健康を増進し社会参加を促進する(安心で自信と誇りを持った社会参加)とともに様々な世代が行き来し、高齢者が生き生きと活動する開かれたセンター運営を目指します。

4.　人権を尊重する施設運営

人権尊重の精神にのっとり、人権啓発および福祉の向上を目指し運営します。とりわけ富田・春日の両老人福祉センターについては設立目的を十分に理解し、地域内に有る他施設と積極的な連携を行い地域福祉に寄与します。

5.　すべての人がつながりあう地域福祉の創造(ソーシャル･インクルージョンの実現)

ひきこもりや社会的孤立に陥りがちな一人暮らし高齢者をはじめとして、社会的な「つながりの場」の創出が求められています。

社会的援護を必要とする人々を包み込む地域社会が求められており、社会福祉活動への住民の参加促進(ボランタリズム)、福祉総合相談など福祉サービスの適切な利用の推進(利用者主体)、地域福祉・人権関係団体･コミュニティ･NPO との連携(ネットワーク化）、公民協働と住民参加の促進を図ります。

6.　利用者の「安全・快適・安心」を第一とした管理運営

(1) 利用者の利便性･安全性の確保を第一として施設管理を行います。

(2) 利用者の声を積極的にくみ上げ、それらを適切･迅速に管理に反映させます。

(3) 利用者に満足してもらえる空間作りを心掛け、気持ちのこもったサービスの提供ができる施設の運営を行います。

7.　サービスの維持と経費の削減

(1) 利用者の利便性･安全性の確保、サービス品質の維持向上をめざしつつ、収入の維持と管理に要する経費の削減に努めます。

(2) 人件費の節約　･･･　職員数を、時間帯によって適切に調整し、効率よい労働配分を行い、人件費の削減を目指します。また、サービス内容を低下させないために、年間計画に基づき職員の研修を実施します。

(3) 消耗品･事務用品、日常光熱水費の節約　･･･　文房具等の事務用品の節約、洗剤などの無駄遣いの防止、水･電気･ガスの節約など地道な活動ですが、金額的な効果より「常に節約の意識をもって就業する」ことで、職員の節約に対する意識を高めます。

(4) 各事業内容を見直し、事業の質を落とさず、経費の節減に努めます。

IV. 管理を行うにあたっての安全面からの特徴的な取り組み

1. 高齢者の特性に配慮した安全確保

（1） 高齢者特性に応じた避難誘導など防災訓練の実施や AED による救命講習・応急手当普及員講習を徹底し、高齢者の緊急時への対応について周知徹底を図ります。

（2） 浴場利用におけるレジオネラ属菌等感染防止の対策を徹底します。

（3） サービスの基本は安心と安全の確保であると全職員が認識し事故を未然に防止するためにも「ヒヤリ・ハット」事例の積み重ねと改善を行い全職員に周知徹底を行います。

2. 火災やその他の災害を予防すると共にこれらの災害による物的、人的被害を軽減します。

（1） 防火管理者を定め消防計画の策定を行います。

（2） 消防署の指導の下に年２回の消防避難訓練を実施します。（地震避難訓練、火災避難訓練）

（3） 業者立会いでの設備点検および防火管理者による自主点検を行います。

3. 定期的な安全衛生パトロール

（1） 月に１回、施設管理担当者と衛生管理者で安全衛生パトロールを行い、事故、災害・犯罪防止につとめます。

（2） 職員の健康面・服装・就業態度、施設内の整理整頓・衛生状態、防犯・防火管理等を中心にチェックし、不具合があればただちに是正します。

（施設管理を担当する「高浄」では、施設管理担当者・衛生管理者職員を対象に、月ごとに議題を決め安全衛生会議を実施しております。また、一般職員を対象と

し、衛生管理者を講師にビデオ、テキストを使用し安全作業、交通事故、健康管理、災害予防、安全設備、防犯・防火対策を中心に研修を行っております。）

4. 職員の安全意識向上

(1) 利用者の安全性の確保はもちろん、職員の労働環境の安全性にも気を配ります。

(2) 職員には基本研修を受講させ、常に全員が防犯意識を持って就業できるように努めます。

(3) 責任者には防火管理責任者資格を取得させ（予定）、施設内での自治防災活動を行うことはもちろん、近隣の自治防災活動にも積極的に参加します。

5. 緊急連絡体制の整備

(1) 事故等が発生した場合、連絡体制に従って迅速に対応します。

（施設管理を担当する「高浄」では、携帯電話のメールを使用し、事故・クレーム等を、トップから事務スタッフ・作業従事者まで、情報共有できるシステムを開発しており、トラブルに即時対応いたします。それらの対応状況は月例のISO品質会議で検証いたします。）

V.　施設管理について

1.　職員の配置(指揮命令系統図を含む)

(1) 管理者

「つながり」に事業本部を設置し、事業本部より専属の施設管理担当者を選任し、監督・教育・指導に当たります。

(2) 責任者

苦情やトラブルに適切な対応ができる責任者・副責任者を配置します。また、責任者が不在の場合、副責任者が職務代行を行います。

(3) 雇用

地域の状況に即した施設の管理を考慮し、高槻市における雇用の促進にも寄与するため、職員は高槻市住民の雇用を予定しています。

(4) シルバー人材

人口の高齢化に伴い、シルバー人材およびシルバー人材センターの利用にも積極的に取り組みます。

(5) 障がい者の就労

知的・精神・身体・障がい者の雇用に積極的に取り組み、また就労訓練を行う障がい者支援事業所に対して訓練の場を提供していきます。

（別紙添付書類 「職員配置図　兼　指揮命令系統図」「勤務体系表」 参照）

このページに
別紙添付書類「職員配置図　兼
指揮命令系統図」が入ります。

このページに
別紙添付書類「勤務体系表」が入ります。

2.　職員の研修計画

⑴ 福祉と人権を基調にした研修の推進

職員には福祉専門職または経験者を最大限配置し、高槻市民間社会福祉施設連絡会、高槻市人権まちづくり協会と連携をとりながら、「人の顔が見え、誰もが暮らしていける元気なまち」としての福祉の専門性と、「一人ひとりの人権が尊重され、誰もが自分らしく、いきいきと暮らせる社会の実現」を目指す人権尊重の精神を高めるために努めます。

特に、以下にあげる資質を向上させるための研修を徹底します。

① 高齢者の人間としての尊厳を尊重する

② 高齢者の多様な価値観を尊重する

③ 利用者主体を尊重する
（高齢者の自発的意欲を引き出し、その実現をサポートする）

④ 傾聴、受容、共感の姿勢を徹底する

⑤ 利用者の自己決定を尊重する

こうした職員研修を充実させるため、大阪府総合福祉協会が長年にわたって蓄積してきた福祉と人権を基調にした人材養成(研修)事業のノウハウを活用します。

⑵ 徹底した研修による人材育成

① 業務に求められる知識・技能・意識の向上をはかる為、月一回、管理職・専門職・一般職に分類し、職員教育を行います。

② 特に専門職員の内外での教育訓練・研修を重要視します。

③ 人権・高齢者・障がい者問題について、年3回「つながり」より講師を派遣し、研修会を実施します。

④　介護技術について、「つながり」より講師を派遣し、研修会を実施します。

(3) プロとしての施設の管理

①　職員全員がプロとしての意識を持ち就業にあたります。

②　社会福祉サービスの提供時はもちろん、清掃、防犯・防災、緊急時における対応、現金の出納、クレーム処理等、各面にわたり、プロとしてのふさわしい人材育成のための研修会を行います。

3.　個人情報の保護の措置

(1) 個人情報保護マニュアル

個人情報保護に関する法律、高槻市個人情報保護条例等を基本に作成した「個人情報保護マニュアル」を周知徹底し、個人情報を厳重に管理します。

また、個人情報保護の方針（セキュリティポリシー）を提示し、一層の徹底を図ります。個人情報の管理については、保管場所、記録場所、廃棄方法等についての規則を設け、また住所録・名簿等の配布規制を徹底します。

(2) 利用・提供の制限

個人情報の収集、保管および利用を行う場合、個人の尊厳に係る基本的人権を侵害しないよう、その所掌する事務の目的の達成に必要な範囲内で行います。

また、個人情報の収集等の目的を超えて、実施機関相互において個人情報を利用したり、実施機関以外のものに対する個人情報の提供はしません。

(3) 漏洩の防止

管理者および職員は、実施機関から委託された個人情報に関する処理業務を行ううえで、当該処理業務に関して知り得た個人情報は漏らしません。その職を退いた後も、また、同様とします。

(4) 維持管理

個人情報の保護を図るため、保管している個人情報は、常に正確かつ最新のものとして適正に維持管理するとともに、個人の尊厳に係る基本的人権が侵害されることがないように、当該個人情報の漏洩、滅失、改ざん等の防止について必要な措置を講じます。

(5) 監査・教育・指導

これらの具体的措置として、定期的な監査を行います。また該当職員を対象に、年3回の勉強会・研修会を実施し、指導・教育を徹底します。

4. 経理

(1) 経営・資金計画

運営経費は指定管理料(委託費)をもって賄い、冗費を削減し、効率的な経営を行います。

(2) 経理システムの整備と運営

指定管理料(委託費)および運用経費については、共同事業体として新たに会計帳簿等を整備し、事業本部にて業務を行います。また、月次・年次の経理管理については、事業本部で一括して行います。

(3) 事務の効率化

各センターにおいて、会計事務・職員勤怠事務を行い、それぞれを電子データ化し、事業本部においてコンピュータ1元管理を行い、正確で迅速な処理を行います。

(4) 日常業務・現金出納

日々の業務・業務報告書および現金の管理については、各センター責任者が行

います。

5. その他

(1) 衛生環境の確保、施設・設備・備品等の維持管理体制

① 日常の清掃をはじめ、定期的な建物内の清掃、配水管および排水管清掃（消毒を含む）を実施し、風呂水については検査機関にて定期的な水質検査を実施します。

② 設備面では基本的に日常の目視検査を行い、取扱説明書および完成図書に沿った点検（自社および社外）を行い維持管理に勤めます。

③ 備品においては、設置されている備品、購入備品、消耗品のそれぞれに管理台帳を作成し、設置数・在庫数の管理を行います。

(2) ごみの減量、省エネルギー、CO2削減に配慮した運営管理

① 施設の管理運営は基より、快適な利用に向けた環境整備を進めていきます。特に、「ごみの減量」「CO2 削減(環境問題)」「省エネルギー」等、職員の節約に対する意識を高めます。

② 高槻市がISO14001認証を取得しているということで、環境方針に基づくエネルギー管理を実施します。空調の温度、照明の消灯、ごみの分別でのリサイクルなど、できることを確実に行っていきます。

(3) 災害時対策

① 施設管理を担当する「高浄」が中心となり、施設・設備管理の経験を生かし、災害発生時にも積極的に活動します。

② 災害が発生、あるいは発生の恐れがある場合に、施設の保全および利用者の安全を確保することを目的とし、関係機関および事業本部の連絡体制を整備します。

③ また連絡体制を確立すると同時に動員体制についても整備します。

④ 災害レベルにより、自宅待機・現場配備等、組織化した活動を行います。

⑤ 対策本部は、事業本部に設置し、現場の陣頭指揮をとります。

（別紙添付書類 「緊急連絡体制表」 参照）

このページに
別紙添付書類「緊急連絡体制表」
が入ります。

VI. 施設運営について

1. サービスを向上させるための方策

(1) 利用促進のための方策

地域には老人福祉センターを利用したくても利用できない高齢者が存在します。その原因には、老人福祉センターの情報が届いていなかったり、体力の低下や障がい等によりアクセスが困難であったり、地域のつながりの崩壊や排除と摩擦などの社会的要因による孤立など、様々な問題が考えられます。こうした問題を地域や老人福祉センターの課題と捉え、地域や様々な課題を抱える高齢者に働きかけながら、利用促進を図っていきます。

(2) 高齢者の生きがいづくり推進事業

① 働く(シルバー人材の活用・福祉求人情報の発信)

② 貢献する(ボランティア養成講座・ボランティア活動支援)

③ 学ぶ(大阪府老人大学講座・シルバーアドバイザー養成講座)

④ 楽しむ(集う・余暇・趣味・レクレーションの場)

⑤ 異世代交流(近隣の幼稚園・保育所・小学校などとの交流)

⑥ 4 センター合同発表会(富田・郡家・春日に加え山手老人福祉センターと利用者同士の交流を目的として、合同発表会を行う。予定)

(3) 高齢者の健康づくり推進事業

① 体力づくり(健康体操)

② 食べる(栄養バランス、楽しい食事)

③ 心の健康事業(「健康たかつき21」であげられている、高齢者の引きこもり防止と社会との交流促進)

④　保健センターによる健康相談会

(4) 高齢者の生活相談支援事業

①　高槻市民間社会福祉施設連絡会「あんしんねっとあゆむ」による福祉相談会の実施

②　高齢者就労情報(福祉求人)やボランティア情報の発信

（別紙添付書類 「あんしんねっとあゆむパンフレット」 参照）

このページに
別紙添付書類「あんしんねっとあゆむパンフレット」１枚目が入ります。

このページに
別紙添付書類「あんしんねっとあゆむパンフレット」２枚目が入ります。

(5) 開かれた施設運営事業

① 異世代交流の促進、小中高生などの社会体験実習受け入れ

② ボランティアの受け入れ

③ 市民団体および NPO 法人、ボランティア団体との協働

(6) 介護予防事業

① 地域包括支援センターとの連携による介護予防

② ケアマネージャーによる介護保険講習会・相談会

③ 地域包括支援センターとの連携による介護予防・セーフティネットの構築

(7) 安全・安心・快適

① 教育を受けた現場職員により、毎日施設内の巡回にあたります。

② 事業本部職員による定期施設巡回を行い、問題の発見に努めます。

③ 施設管理を担当する「高浄」の長年のビルメンテナンスの実績を生かし、豊富な知識と経験をもって指導教育にあたる本部職員のもと、施設内の美化に努めます。

④ 親切、安全、丁寧をモットーに職員の接遇教育を行います。マニュアルでなく、気配りのできる人材育成に取り組みます。

⑤ 利用規約やおしらせ等をよく見える位置に複数掲示するなど、利便性を整備します。

(8) 情報の開示

① 発行誌やインターネットの活用を含め、積極的に各事業所の情報提供を行い、広告・啓発活動の推進に努め、地域福祉の増進を行います。

(9) その他

① 職員全員が福祉サービス提供者であるよう心がけます。

② 日常のあらゆる場面で、職員各々がスピーディーに対応できるよう教育を徹底します。

③ 利用者の「あればいいな」の実現を目標に、自主事業やサービスを実施したいと考えます。

2. 利用者の要望の把握及びその実現の方策

(1) 利用者主体による自主的運営の促進

利用者団体・サークル化の促進をはかり、各サークルの自立化を図ると共に、利用者団体代表者による運営委員会等を開催し、利用者自らも運営への参画を図る中でニーズ把握と調整を図ります。

(2) 地区福祉委員会、民生委員・児童委員協議会など福祉関係団体、地域団体や地域老人クラブとの連携による課題解決

地域福祉のキーステーションとしての役割を担うべく、地域に開かれたセンターとして地域関係団体との連携により地域福祉課題の解決を共に目指します。

(3) アンケートの実施

① 利用者の要望・苦情は、アンケートを実施(アンケートボックス等の設置)する事で、前向きに情報を収集し、利用者ニーズを把握していきます。また、アンケートとは別に、利用者とのコミュニケーションを心がけ、生の声についても吸い上げる事を心掛けます。

② 把握できた要望について、適切・迅速に実現できるように取り組んでいきます。

(4) 情報のフィードバック

① アンケートによる満足度調査を実施し、効果を確認する事で、サービス向上につながっているか否かを判断します。

② 収集した苦情・要望は、データ化して保存し、さらなる改善の材料にしたいと考えます。

③ 利用者代表者(クラブの代表者など)との振り返りの場を持ち取り組みの評価を行います。

3. 利用者からの苦情を未然に防止し、及び対処する方法

(1) 苦情窓口・第三者機関の設置

① 提供したサービスに関する利用者からの苦情に適切に対応するため、各事業所において苦情窓口責任者・苦情解決責任者を設けるとともに、職員へ人権、福祉サービス提供のあり方などの研修を行います。また、第三者委員による意見、指摘等による公平な観点からの苦情の解決を行います。苦情窓口および申し立ての方法についてのポスターなどを判りやすい場所に判りやすい内容で掲示します。

(2) 運営会議の実施

① 富田・郡家・春日老人福祉センターの合同運営会議を行って情報の共有や利用者からの意見などについて検討します。また、各センター利用者代表者(クラブの代表者など)を交えての運営会議を行います。

(3) 事業本部職員による巡回

① 事業本部職員による定期施設巡回を行い、問題の発見に努めます。

(4) 利用者とのコミュニケーション

① アンケートの結果や利用者とのコミュニケーションから、ある程度の苦情予

防措置を取る事ができると考えております。

② また、職員の接遇態度を向上させることで、小さな苦情は防ぐことができると考えております。

(5) データバンクの活用

① 過去に発生した事故・苦情等をデータ化し、データバンクとして蓄積します。

② データバンク内の、過去の事故・苦情事例とその対応策を参考に予防措置を考案し、実際の現場に生かします。

4. その他(自主事業の計画、他施設との連携、地域との連携)

(1) 自主事業の計画

① 食育・会食事業

・ 高齢者配食サービス事業所つながりおよび高齢者配食事業所による食事提供と栄養相談を実施します。(現在、「つながり」は高槻市高齢福祉課より高齢者配食サービス事業を受託)

・ 個食になりがちなひとり暮らしの高齢者に定期的に会食(食事会)を開催します。

② 障がいを持った高齢者の行き場づくり

・ 障がいを持っている事で、日中に行く場のない方などに対して障がい理解のある職員を定期的に配置して障がいの「有る・無い」に関わらず誰もが利用しやすい老人福祉センターづくりを行います。

③ ボランティア人材育成事業

・ 高齢者が生きがいを持って主体的に社会参加し、地域社会で積極的な役割を果たすことで自己実現を図る「生涯現役」を応援するプログラ

ムを実施し、社会貢献や有償ボランティアの人材育成の講座等を開催します。

・　シニアの世代で、長年培ってきた経験や知識・技能などを活かして、社会に役立てたいと思っている方と、さまざまな知識や技術を身につけたい方・自立生活などの支援を必要としている方とをマッチングさせ依頼者の要望にこたえるとともに、提供者の社会活動への参加や生きがい作りのお手伝いを目的とした「シニア社会活動マッチング事業」との連携を行います。

④　(仮称)高齢者いきいきミーティングの開催

・　老人センター利用者、老人クラブ、シルバーアドバイザー、シニアボランティア団体など、様々な高齢者が出会い、交流する場としての(仮称)高齢者いきいきミーティングを開催します。

(2)　他施設との連携

①　高齢者が生き生き・わくわく出来る「まちづくり・地域福祉」のキーステーションとなるために他施設と積極的に連携を行います。(予定)

・　富田包括支援センター、西部地域保健センター、富田ふれあい文化センター、富田青少年交流センター、富田幼稚園、富田保育所、富田子育て支援センター、富田コミュニティセンター、高槻市人権まちづくり協会富田分局、高槻支援学校、高槻ライフケア協会「朋」、ひかり湯、地域小中学校・高等学校、障がい者施設サニースポット、高槻市社会福祉協議会、高槻市社会福祉事業団、高槻市民間社会福祉施設連絡会(あんしんねっとあゆむ)加入施設、高槻市作業所連絡会加入施設など
・　天川地域包括支援センター・春日ふれあい文化センター、春日青少年交流センター、春日保育所、春日子育て支援センター、高槻市人権まちづくり協会春日分局、地域小中学校・高等学校、高槻地域生活支援センター、高槻市社会福祉協議会、高槻市社会福祉事業団、高槻市民間社会福祉施設連絡会(あんしんねっとあゆむ)加入施設、高槻市作業所連絡会加入施設など
・　郡家地域包括支援センター・うの花療育園、高槻荘、地域小中学校・

高等学校、高槻市社会福祉協議会、高槻市社会福祉事業団、高槻市民間社会福祉施設連絡会（あんしんねっとあゆむ）加入施設、高槻市作業所連絡会加入施設など

(3) 地域との連携

① 高齢者が生き生き・わくわく出来る「まちづくり・地域福祉」のキーステーションとなるために地域と積極的に連携を行います。（予定）

・ 高槻市老人クラブ連合会、地元自治会、コミュニティ協議会、地元老人会、地区民生委員・児童委員協議会、地区福祉委員会、高槻市ボランティア連絡協議会、富田まち・くらしづくりネットワークなど

② (仮称)つながり再生ラウンドテーブルの開催

・ 地域には、つながりを求める方、コミュニティ活動に関心を持っている方、新たな出会い・発見を求める方、社会貢献を行いたい方また一方では、生活に課題を抱えていたり・子育てに悩んでいたりする方など高齢者だけではなく様々な世代の方が生きがいや問題解決を望まれています。

そのような要求に応じ、地域課題の解決の手立てを互いに見つけ合えるような「場」（ラウンドテーブル）を開催することで、現在では薄れてしまった地域での「つながり」を再生します。

また、「場」となる会場についても老人福祉センターを始め、地域にある様々な施設で開催することで日頃、老人福祉センターに興味のない高齢者や関わりのない若い世代の方が参加し易い環境づくりを心がけ、地域課題と地域人材の掘り起こしを図り、高齢者の社会参加や課題解決の手助けおよび、若い世代とともに互いを支え合う社会を作ることを目的とします。

VII. 団体の理念について

1. 団体の経営方針

(1) 協働による市民ネットワークと新しい福祉のまちづくりをめざす社会福祉法人と民間企業のコラボレーション事業体

① 全ての人々が生き生きと活動できる社会を目指すノーマライゼーション理念と、人間的復権を目指すリハビリテーション理念を中心に捉えて、その理念の具体化に向けて全ての人々があたりまえに豊かに生きがいをもって暮らしていける地域社会の創造を目的とします。

② 一人ひとりの生活から出発した地域福祉の姿を創り出し、地域の人々が生きがいをもって積極的に参加できる協働による市民ネットワークを広げ人間主体の「新しい福祉のまちづくり」を推し進めていくことを目的とします。

③ 知識・技術・人間性の三位一体の人間形成を軸に、効率的かつ効果的な社会福祉を創造し担える次世代の人材の育成を目的とします。

2. 指定管理を申請した理由

(1) 高齢者の特性を生かしながら、すべての人がつながりあう人権と福祉を基調とした地域福祉(ソーシャルインクルージョン)の推進

「公の施設」は、「住民の福祉を増進する目的を持って、その利用に供するために設置」されるものであり、信頼性や公平性など、特にその適正な管理を確保することが求められています。その「公の施設」の管理・運営を行うとき、主となる利用者（地域住民）の方々の「公平で安心・快適な環境作り」が一番重要なことだと考えます。

我々共同事業体は、知的障がい者をはじめ、支援が必要な人たちに、人権を尊重した自立支援活動を行ってきた社会福祉法人と、ISO に基づいた品質方針として「お客様満足を第一と考え、心のこもったサービスと技術で、快適な住み良い環境づくりを目指します。」をモットーに活動してきた民間企業のコラボレーションです。

具体的には、社会福祉法人として、知的・精神・身体障がい者、ホームレス、ハンセン病回復者の就労支援、生活支援、障がい児の療育、高齢者の生活支援、子育て支援、緊急シェルター事業や地域における社会起業家支援などを通じ、全ての人々が生き生きと活動でき、あたりまえに豊かに生きがいをもって暮らしていける地域社会の創造に取り組んできました。

また、民間企業として、さまざまな現場環境に適応した、お客様に満足いただける人材育成の経験と実績と、清掃・警備・設備といった総合ビルメンテナンスを中心に、知識・技術・人間性を活かした活動で数多くのお客様に満足を頂いております。このような活動に取り組んできた我々共同事業体だからこそ本施設運営に寄与できると確信し、申し込みに至りました。

3. 施設の現状に対する考え方及び将来展望

(1) より様々な世代が行き来し、高齢者が生き生きと活動する地域に開かれた老人福祉センターを目指します。

現状の老人福祉センターは高齢者に対して、健康で明るい生活が営むことができるよう健康相談を実施し、健康の増進に努めまた、教養の向上およびレクレーションのため、囲碁・将棋・バンパーなどの器具の貸し出しや講座・趣味の教室の開催、クラブの支援を行うことで、高齢者が気軽に楽しめる身近な施設として、高齢者の生きがいと健康づくりに大きな役割を果たしていると考えています。

しかし、高齢化がますます進む中で、多様な高齢者のニーズに応えていけるように、さらに高齢者自身が「生き生き・わくわく」して、なおかつ役割を持って（安心で自信と誇りを持って）社会参加ができるような「まちづくり・地域福祉」を実現しなければならないと考えています。そのためには様々な選択肢（メニュー）の提示と環境整備および仕組み作りが必要だと言えます。特に次に述べる三つの促進活動支援を重点的に行っていく必要があると考えます。

① 生涯学習の促進

高齢者が気軽に楽しんで社会参加に結びつくように他施設や地域との連

携を行いながら、身近な場所すなわち老人福祉センターで活動ができる機会を創り出し、高齢者の自主的な学習・文化活動やスポーツ活動を通じて、仲間づくりや生きがいづくりを行い、継続・発展できるように支援する必要があると考えます。

② コミュニティ活動への参加

少子・高齢化が進む中、地域社会への期待が大きく、重要性がますます高まっています。

特に、高齢者の人生経験や知識を活用することは、コミュニティ活動の活性化につながります。例えば、子育て世代へのアドバイス、児童の通学時の見守り、共働き世帯への買い物代行、調理の代行(配食)などが考えられます。

高齢者のコミュニティ活動を促進するには地域との連携を行いながら情報提供や事業の支援を行い、高齢者の社会参加の促進と活発な地域活動の支援を行います。今後、老人福祉センターがコミュニティ活動支援施設(キーステーション)の役割を担っていくように努めなければいけないと考えます。

③ ボランティア・NPO活動への参加

社会環境の変化や価値観の多様化に伴い、ボランティアやNPO活動に対する意識や関心が高まっています。ボランティアやNPO活動は、福祉活動をはじめ、環境、教育、文化などの様々な分野に広がっています。

上段でも述べたように高齢者が、コミュニティ活動の重要な担い手としてますます期待されていると考えます。自主的・主体的な社会貢献活動としてのボランティアやNPO活動へ高齢者が積極的に参加できる環境づくりを老人福祉センターが支援しボランティア・NPO活動の促進施設(キーステーション)の役割を担っていくように努めなければいけないと考えます。

将来的には高齢者自身が積極的に活動を行い自分たちの生活スタイルを創り出し、老人福祉センター運営の一翼を担っていけるように活動支援を行う必要があります。

以上のような機能・役割を持つことがこれからの老人福祉センターに求められていると考え、より様々な世代が行き来し、高齢者が生き生きと活動する地域に開かれた老人福祉センターを目指します。

Ⅷ. その他

1.　現在運営している類似施設とその概要

（1） 社会福祉施設、事業所の運営実績

①　社会福祉法人　つながり

・　障がい者支援施設　サニースポット
　　就労移行支援、生活介護多機能型事業所
　　期間　平成15年4月1日～（現在継続中）

・　コラム芝生、コラム津之江
　　障がい者共同生活援助事業、障がい者共同生活介護事業
　　期間　平成17年10月1日～（現在継続中）

・　地域生活相談所　ライラック
　　障がい者（児）居宅介護事業、障がい者（児）移動支援事業、障がい者（児）重度訪問介護事業、障がい者（児）相談支援事業、高齢者訪問介護事業、高齢者介護予防訪問介護事業、生活サポート事業、障がい者（児）移動支援従業者養成研修指定事業
　　期間　平成18年5月1日～（現在継続中）

・　障がい児放課後倶楽部　風　”ふぅ～
　　公益事業
　　期間　平成18年8月1日～（現在継続中）

・　障がい者（児）日中一時支援事業　ふらっと
　　期間　平成19年10月1日～（現在継続中）

・　高槻市高齢者配食サービス事業　つながり
　　期間　平成19年10月1日～（現在継続中）

・　高槻市地域子育て支援拠点事業つどい型　キッズスポットかるがも
　　期間　平成19年10月1日～（現在継続中）

② 社会福祉法人 大阪府総合福祉協会

・ 大阪府福祉人権推進センター
老人福祉センター、障害者福祉センター、母子福祉センターの複合施設
期間 平成61年6月7日～（現在継続中）

⑵ 高槻市指定管理者としての実績

① 株式会社 高浄

・ 高槻市摂津富田駅前自転車駐車場
期間 平成18年4月1日～平成23年3月31日（現在継続中）

・ 高槻市立芥川緑地公園プール（SFT共同事業体 高浄・他2社にてJV）
期間 平成18年4月1日～平成23年3月31日（現在継続中）

・ 高槻市立ひかり湯
期間 平成20年4月1日～平成25年3月31日（現在継続中）

・ 高槻市営川西住宅（TA 共同事業体 高浄・他1社にてJV）
期間 平成20年4月1日～平成25年3月31日（現在継続中）

2. 特記事項

⑴ 社会福祉法人 つながり

① 高齢者会食事業

⑵ 株式会社 高浄

① ISO9001：2000を平成15年4月に取得

⑶ 社会福祉法人 大阪府総合福祉協会

① 介護支援専門員研修、介護相談員研修、身体拘束ゼロ推進員研修など、高齢者介護に関わる人材養成（研修）の実施

② 街かどデイハウス事業の支援に関する事業

③ 高齢者就労的生きがいづくり活動（生きがいワーカーズ）の支援に関する事業

④ おおさか抑制のない高齢者ケア研究会、大阪地域医療ケア研究会など、高齢者介護や医療などに関わるネットットワークの推進